

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
◇告 示 保険医療機関等の指定

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正
新たに行おうとする土地改良事業の認可(四件)
鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正
開発行為に関する工事の完了(二件)
土地区画整理事業の事業計画の変更
◇公 告 行政書士試験の実施

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十四号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表第一号の項中9を10とし、4から8までを5から9までとし、3の次に4として次のように加える。

4 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器 等であつて、通常の型式のもの又は通常の 方式によるものと比較して燃料油の消費が 節減されるものの設置に必要な資金	四百万円	七年以内	一年以内
--	------	------	------

別表第一の表第二号の項2の次に3として次のように加える。

3 高齢者活動資金 高齢者であつて、沿岸漁業の従事者又は その家族であるものの活動の場の確保を通 じて家族関係の円滑化を図るためこれらの 者が共同して行う水産動植物の採捕若しく は養殖若しくは加工その他の生産活動に必 要な機器等の設置又は当該機器等を使用し て行う当該生産活動に必要な資金	八十万円	三年以内	
---	------	------	--

別表第二の貸付金の欄中「補機関等駆動機器等設置資金」の下に「燃料油消費節減機器等設置資金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥医院 末恒出張診療所	鳥取市伏野一七〇九一	昭和五十五年八月十四日
宇山耳鼻 咽喉科医院	鳥取市南町四〇一	昭和五十五年八月十日
安田内科医院	米子市二本木五三九	昭和五十五年八月一日

大賀美 整形外科医院	米子市米原字大沢九一六九	"
なかくき医院	米子市末広町五二	"
米 増 病 院	倉吉市宮川町二五六	"
医療法人清生会 谷 口 病 院	倉吉市上井町一丁目一三	昭和五十五年八月三日
小坂内科医院	境港市高松町字後浜田五九七 一五	昭和五十五年八月一日
祝 部 医 院	気高郡気高町浜村一―二	"
天 野 医 院	東伯郡大栄町由良宿五二三	"
多名部歯科医院	鳥取市西町二丁目二〇四	昭和五十五年八月十四日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町三丁目一一九	昭和五十五年八月一日
マブチ歯科医院	鳥取市栄町池上ビル三階	"
松本歯科医院	東伯郡三朝町今泉六五七	"
谷口歯科医院	東伯郡羽合町久留一八一	昭和五十五年八月六日
崎 山 薬 局	東伯郡東伯町大字徳方三〇三 〇一	昭和五十五年八月一日

鳥取県告示第六百七十四号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号中「百五円」を「百十円」に改める。

第二号イを削り、同号ロ中「エックス線間接写真診断(七十ミリメートル)」を「エックス線間接写真診断」に改め、同号中ロをイとし、ハをロとし、エをハとする。

鳥取県告示第六百七十五号

大原千町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(大原千町地区客土)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月十三日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十六号

大原千町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(大原千町地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月十三日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十七号

大原千町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(大原千町地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月十三日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十八号

大原千町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(大原千町第二地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十五年八月十三日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百七十九号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一経営等改善資金の表補機関等駆動機器等設置資金の項の次に燃料油消費節減機器等設置資金の項として次のように加える。

燃料油消費節減機器等設置資金	次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するもの設置に必要な資金	低燃費機関を設置する場合にあつては一台につき四百万円、定速装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円
	一 低燃費機関	
	二 定速装置	

第二生活改善資金の表住居利用方式改善資金の項の次に高齢者活動資金の項として次のように加える。

高齢者活動資金	漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等の設置又はこれらの機器等を使用して行う生産活動に必要な資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体（主として六十歳以上の者で構成されている団体に限る。）
---------	---	--

鳥取県告示第六百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年七月二十九日鳥取県指令受都計第二百三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字美敷字中土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字美敷二五六

美敷農事組合

組合長 尾垣光美

鳥取県告示第六百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年二月十四日鳥取県指令受都計第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中江字藪サ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市菱町七二二

倉吉市土地開発公社

理事長 小谷善高

鳥取県告示第六百八十二号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 土地区画整理事業の名称

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業

二 施行者の名称

鳥取県

三 施行地区に含まれる地域の名称

米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野

四 事業施行期間

町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部

変更前	変更後
昭和四十五年七月七日から昭和五十六年三月三十一日まで	昭和四十五年七月七日から昭和五十八年三月三十一日まで

五 事務所の所在地

主たる事務所

米子市久米町七番地 鳥取県米子都市開発事務所

従たる事務所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市開発課

六 事業計画の決定の年月日

昭和四十五年七月二日

七 事業計画の変更の年月日

昭和五十五年八月八日

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和55年8月15日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 昭和55年10月12日(日) 午前9時20分から
 (2) 場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験の方法により行う。

なお、(1)及び(2)については、択一式による。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令
 (2) 一般常識
 (3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項(大学入学資格)に規定する者
 (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
 (3) 知事が(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

4 受験願書受付期間

昭和55年8月25日(月)から同年9月24日(水)までとする。

なお、郵送の場合は、昭和55年9月24日(水)までの消印があるものは、有効とする。

5 受験手続

(1) 行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身脱帽名刺型のもの)を添えて、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部地方課に提出すること。

(2) 受験願書は、鳥取県総務部地方課で交付する。

なお、郵便によつて受験願書を請求する場合には、あて先を記載し、50円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

(3) 受験願書を提出した者に対しては、受験票を交付するので、受験者は、試験当日これを持参すること。

6 試験手数料及びその納付方法

- (1) 行政書士試験手数料 3,000円
 (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

7 その他

この試験について不明な点は、鳥取県総務部地方課(電話0857-26-7057)に照会すること。